

真庭市起業支援事業補助金

募集期間
4月1日
～
12月28日

産業の振興及び活性化を目的として、独創性及び発展性をもって起業する方を支援します。

- **対象者** 次の要件をすべて満たす事業者が対象となります。
 - 個人事業主の場合は、起業の日に市内に住所を有していること
 - 市内に事務所を設置又は設置を予定していること
 - 市税を完納していること

注) 加盟小売店又は既に事業を営んでいる方は対象となりません。
注) 国・県など他の補助金を受ける場合は対象となりません。
注) 農業・医療業など一部対象とならない業種があります。

- **補助金額** **補助額：上限100万円（補助率1/2以内）**

注) まにわ創業塾（真庭商工会）、イノベーション創出セミナー（ももスタ）、分野別ミニ創業塾・事業計画書作成研修（岡山県産業振興財団）、岡山イノベーションスクール（中国銀行）を履修し、特定創業支援事業証明書を取得された方は、上限額が

150万円に拡大されます。

注) 対象経費は、設備費、原材料費、出張旅費、広告費、委託費で、起業に要する経費であることが明確でない場合は対象外となります。

注) 対象経費の合計が50万円未満の場合は、対象外となります。

- **流れ**

- ① 真庭商工会等に相談し、起業のための事業計画書を作成してください。
- ② 補助金交付申請書に事業計画書及び必要書類を添えて、真庭市産業サポートセンターへ提出してください。
- ③ 審査を経た後、補助金交付決定通知が送付されます。
※交付決定以降に発生した必要経費が補助対象となります。
- ④ 事業完了後、30日以内（または3月31日のいずれか早い日まで）に実績報告書を真庭市産業サポートセンターへ提出し、補助金の交付額が確定します。その後、請求に基づき、指定の口座へ補助金を振り込みます。
- ⑤ 事業年度の1年以内に起業後の営業報告を真庭市産業サポートセンターへ提出いただきます。

※ただし、予算額に達した時点で、募集を終了します。

- **義務**

- 事業完了後5年間は、次の制限があります。
 - (1) 1年後に営業報告書、その後は毎年状況報告をすること
 - (2) 途中で市外へ移転する場合または事業を中止する場合
 - (3) 補助事業により取得した補助対象設備を処分する場合**※ (2) (3) を実施する場合は、市の承認及び補助金の返金が必要になります。真庭市産業サポートセンターへお早めにご相談ください。**
- 事業実施にあたっては、通帳等により収入支出がわかるようにしてください。（原則として、領収書のみでは支出の証明となりません。）

お問い合わせは、真庭市産業サポートセンターまで

TEL / 0867-42-4375 FAX / 0867-42-4337

詳しくは、ホームページまで

真庭市産業サポートセンター

検索